

令和4年3月

第122回丹波市議会定例会議案書

人事案件は、白ページ
にしています。
(P 1 ~ P 4)

議案第12号

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議決を求める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

議案第13号

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市
条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第6条の2 市長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務
の強度、勤務時間、勤務環境、その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他
の職種に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊
性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の
25を超えてはならない。

第17条第4項中「第6条」を「第6条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の丹波市会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。

議案第14号

丹波市市民プラザに係る指定管理者の指定について

丹波市市民プラザに係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名 称 丹波市市民プラザ
位 置 丹波市氷上町本郷300番地

- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 特定非営利活動法人 丹波ひとまち支援機構
代表者 理事 久 隆浩
 理事 戸田 幸典
所在地 兵庫県丹波市氷上町横田382番地

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第15号

丹波市立青垣パラグライダー練習場に係る指定管理者の指定について

丹波市立青垣パラグライダー練習場に係る指定管理者に次の者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名 称 丹波市立青垣パラグライダー練習場
位 置 丹波市青垣町中佐治1588番地

- 2 指定管理者となる団体の名称等
名 称 青垣町スカイスポーツ運営協議会
代表者 会長 足立 宣昭
所在地 兵庫県丹波市青垣町市原字榎木田646番地

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第16号

市有財産の無償譲渡について（賀茂神社）

兵庫県丹波市氷上町賀茂字宮ノ前1番2ほか1筆に係る市有財産（土地）を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

土地の所在地、地目、地積及び譲渡の相手方

所在地			地目	地積（㎡）	譲渡の相手方
大字	字	地番			
氷上町賀茂	宮ノ前	1番2	原野	89	賀茂神社
氷上町賀茂	宮ノ前	1番8	ため池	92	
合 計（2筆）				181	

議案第17号

市有財産の無償譲渡について（追認）（高座神社）

兵庫県丹波市青垣町東芦田宮ノ前1609番2ほか4筆に係る市有財産（土地）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による議決を得ず無償譲渡したため、議決を求める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

土地の所在地、地目、地積及び譲渡の相手方

所在地			地目	地積（㎡）	譲渡の相手方
大字	字	地番			
青垣町東芦田	宮ノ前	1609番2	田	23	高座神社
青垣町東芦田	井戸山田	1615番1	宅地	23.14	
青垣町東芦田	井戸	2283番1	宅地	704.13	
青垣町東芦田	榎原野	3009番1	宅地	16.52	
青垣町東芦田	紙屋奥	3323番1	宅地	72.72	
合 計（5筆）				839.51	

議案第18号

丹波市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市印鑑条例の一部を改正する条例

丹波市印鑑条例（平成16年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が自ら電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を添えて申請したときは、印鑑登録証の提出を省略することができる。

第14条第2項中「前項」の右に「本文」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、次の各号のいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。この場合において、印鑑登録証の提出を要しない。

(1) 個人番号カードを使用して、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間事業者が設置する端末機で利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することによりする方法

(2) 個人番号カード（公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と申請する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に電子署名を行うことによりする方法

第14条第4項を削る。

第15条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1項の規定による申請をする場合に、印鑑登録証又は個人番号カードの提出がないとき。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第19号

丹波市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市手数料条例の一部を改正する条例

丹波市手数料条例（平成16年丹波市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍、住民基本台帳関係の手数料の表中

「

1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	円 450
--	--------	----------

」

を

「

1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	円 450 (多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合は、350円とする。)
--	--------	---

に、
「

8 印鑑に関する証明	1 件につき	300
9 印鑑登録証の交付	1 件につき	300
10 住民票の写し又は戸籍の附票の写しに関する証明	1 件につき	300
11 広域交付住民票の写しに関する証明	1 件につき	300
12 住民票記載事項の証明	1 件につき	300

を
「

8 印鑑に関する証明	1 件につき	300 (多機能端末機により 交付する場合は、200 円とする。)
9 印鑑登録証の交付	1 件につき	300
10 住民票の写し又は戸籍の附票の写しに関する証明	1 件につき	300 (多機能端末機により 交付する場合は、200 円とする。)
11 広域交付住民票の写しに関する証明	1 件につき	300
12 住民票記載事項の証明	1 件につき	300 (多機能端末機により 交付する場合は、200 円とする。)

に改める。

別表その他の手数料の表中

「

19 所得及び課税に関する証明	1 件につき	300
-----------------	--------	-----

」

を
「

19 所得及び課税に関する証明	1 件につき	300 (多機能端末機により 交付する場合は、200 円とする。)
-----------------	--------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の丹波市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第20号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の8.50」を「100分の8.00」に改める。

第5条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加える。

第5条の2の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第7条の2中「8,100円」を「8,500円」に改める。

第7条の3第1号中「6,200円」を「6,500円」に改め、同条第2号中「3,100円」を「3,250円」に改め、同条第3号中「4,650円」を「4,875円」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「5,670円」を「5,950円」に改め、同号エ（ア）中「4,340円」を「4,550円」に改め、同号エ（イ）中「2,170円」を「2,275円」に改め、同号エ（ウ）中「3,255円」を「3,413円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ウ中「4,050円」を「4,250円」に改め、同号エ（ア）中「3,100円」を「3,250円」に改め、同号エ（イ）中「1,550円」を「1,625円」に改め、同号エ（ウ）中「2,325円」を「2,438円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ウ中「1,620円」を「1,700円」に改め、同号エ（ア）中「1,240円」を「1,300円」に改め、同号エ（イ）中「620円」を「650円」に改め、同号エ（ウ）中「930円」を「975円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,065円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,775円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,840円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,550円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,275円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,125円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,250円

第23条の2中「及び前条」を「及び前条第1項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の右に「及び」を加える。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第21号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丹波市消防団員等公務災害補償条例（平成16年丹波市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第22号

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の右に「・第51条」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の右に「・第56条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第35条中「病児病後児保育」を「病児保育」に改める。

第40条第2項を削る。

第55条を第56条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第55条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの

(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。
この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事

項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

丹波市国民健康保険青垣診療所医師確保対策就業支度金貸与条例
の制定について

丹波市国民健康保険青垣診療所医師確保対策就業支度金貸与条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険青垣診療所医師確保対策就業支度金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、丹波市国民健康保険青垣診療所（以下「青垣診療所」という。）において、医師の資格を有する者を採用する場合に、就業支度金（以下「支度金」という。）を貸与することにより、青垣診療所における医師の確保を図り、もって市民の健康で安心な暮らしに資することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した医師であること。
- (2) 新たに青垣診療所の常勤の医師(臨時的任用職員及び大学、県等から派遣された者を除く。)として勤務する者であること。
- (3) この条例の規定により既に支度金を貸与された者でないこと。

(貸与の期間及び額等)

第3条 支度金を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、青垣診療所に医師として採用された日から引き続き5年を経過する日までとする。

2 支度金の貸与の額は、1,000万円を限度とし、利息は付さないものとする。

(貸与の申請)

第4条 支度金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人を1人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 連帯保証人は、支度金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して債務を負担するものとし、その債務には、第11条に規定する延滞利息を含むものとする。

(貸与の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、支度金の貸与を決定するものとする。

(貸与の取消し)

第7条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支度金の貸与を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する貸与対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、支度金を貸与することが不相当であると市長が認めるとき。

(返還の免除)

第8条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより支度金として貸与した額（以下「貸与額」という。）の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 貸与期間において一定期間以上勤務したとき。

(2) 貸与期間中に業務に起因して死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、業務を継続することができなくなったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、貸与期間において勤務することができない相当の理由があると市長が認めるとき。

(返還)

第9条 市長は、第7条の規定により支度金の貸与を取り消したときは、規則で定めるところにより貸与額の返還を命ずるものとする。ただし、前条の規定により返還を免除した貸与額については、この限りでない。

(返還の猶予)

第10条 市長は、前条の規定により、貸与額の返還を命じた場合において、被貸与者に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、貸与額の返還を猶予することができる。

(延滞利息)

第11条 被貸与者は、正当な理由がなく貸与額を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年14.6パーセント（当該返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項で定める延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第25号

丹波市立休養施設条例を廃止する条例の制定について

丹波市立休養施設条例を廃止する条例を次のように定めることについて、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立休養施設条例を廃止する条例

丹波市立休養施設条例（平成19年丹波市条例第22号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）
- 2 丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表休養施設業務手当（やすら樹）の項を削る。

議案第26号

丹波市都市公園法に基づく都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を定める条例の制定について

丹波市都市公園法に基づく都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を定める条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市都市公園法に基づく都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第3条第1項及び第4条第1項並びに都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）の規定に基づき、市が設置する都市公園及び公園施設の設置基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 市の区域内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市の区域内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供す

ることを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第5条 公園施設の建築面積について法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の制限)

第6条 運動施設の敷地面積について政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する都市公園及び公園施設については、第4条及び第5条に規定する基準に適合しているものとみなす。

議案第27号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業集落排水施設	氷の川第3浄化センター	丹波市氷上町朝阪208番地1	朝阪、小野、福田
コミュニティ・プラント施設	野村浄化センター	丹波市春日町野村2181番地3	下野村、木寺、惣山、奥野村、西野々
農業集落排水施設	棚原浄化センター	丹波市春日町棚原1228番地	棚原

」

を

「

農業集落排水施設	氷の川第3浄化センター	丹波市氷上町朝阪208番地1	朝阪、小野、福田
農業集落排水施設	棚原浄化センター	丹波市春日町棚原1228番地	棚原

」

に改める。

別表第2中「野村浄化センター」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第28号

丹波市立青垣歴史民俗資料館の廃止について

丹波市立青垣歴史民俗資料館を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立青垣歴史民俗資料館
- 2 所在地 丹波市青垣町佐治114番地
- 3 用途 その他社会教育施設
- 4 廃止年月日 令和5年4月1日

議案第29号

丹波市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

丹波市立歴史民俗資料館条例（平成16年丹波市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条の表丹波市立青垣歴史民俗資料館の項を削る。

別表丹波市立青垣歴史民俗資料館の表を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。